

資本関係又は人的関係に関する提出書類について

米沢市では令和6年4月1日より、適正な入札が阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしますので、米沢市指名競争入札参加者登録者は「資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式1）」を提出してください。

申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。

なお、該当する者がいない場合は各項目に『該当なし』と記載のうえ提出してください。

資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなりますが、該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。

（ア）資本関係の定義

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※会社法における「経営を支配」とは

- I 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有（更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。）
- II 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権の割合が50%超（自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一に内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。）
 - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人（自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。）
 - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）の割合が50%超（自己出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。）
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- III 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

(イ) 人的関係の定義

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※ 申請者における役職及び兼任者における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申告の対象となります。

資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む）

又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告書

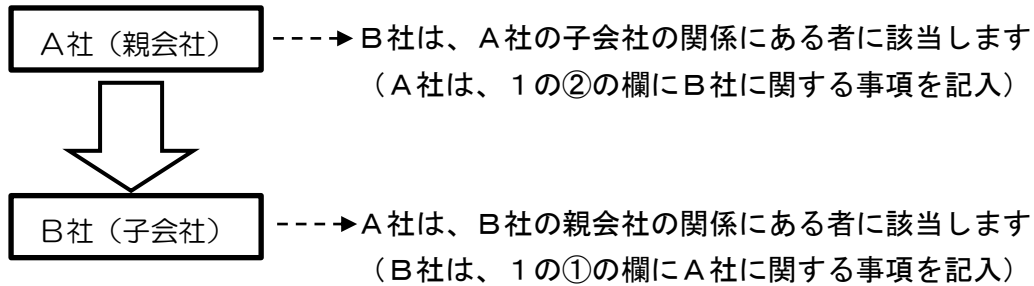
（別紙様式1）を提出してください。

『資本関係又は人的関係に関する申告書』記入上の注意事項

I (ア) 資本関係の定義に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

- (1) 一方のA社※1、※2が他方のB社の議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)

A社がB社の議決権の過半数を所有



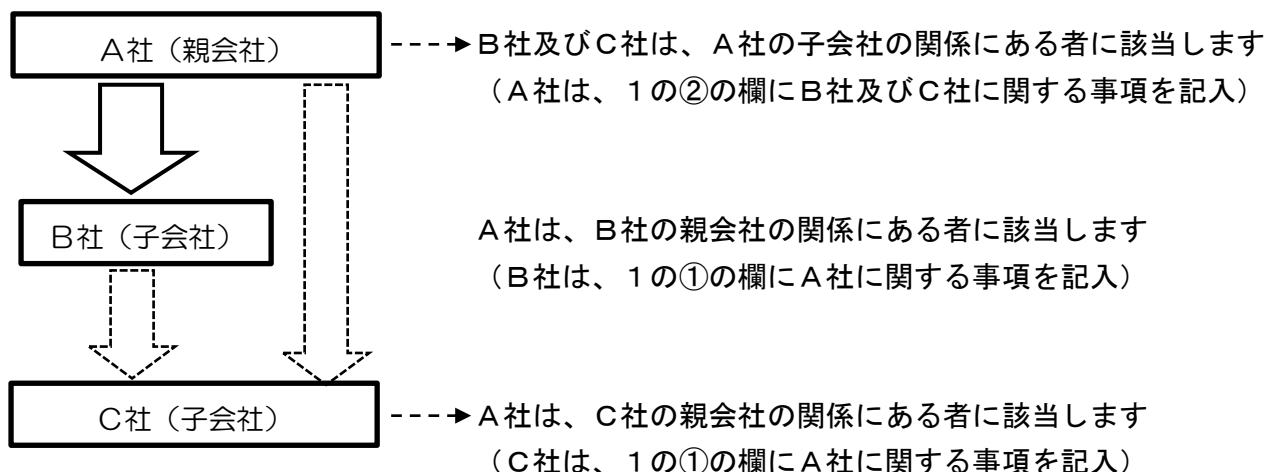
※1：A社が個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※2：A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

届出者	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—

- (2) 一方の会社Aが(1)の子会社の関係にある会社Bが所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係
(A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

- A社は、B社の議決権の過半数を所有
- A社は、B社と合わせてC社の議決権の過半数を所有



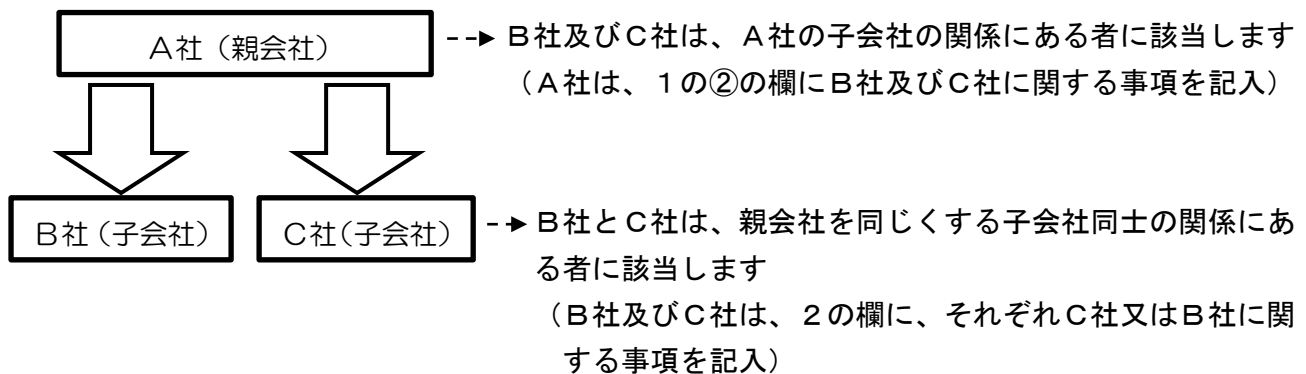
届出者	親会社	子会社
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

Ⅱ （ア）資本関係の定義に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社である場合におけるB社とC社の関係

（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。）

- A社は、B社の議決権の過半数を所有
- A社は、C社の議決権の過半数を所有



届出者	親会社	子会社
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

Ⅲ （イ）人的関係の定義に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。



届出者	役員	兼任先
A 社	X 氏	B 社
B 社	X 氏	A 社